

様式第3

会 議 録

会 議 名	平成28年度第4回野田市環境審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 野田市環境基本計画の見直しについて (公開) (2) ポイ捨て等禁止重点区域について (公開) ①ポイ捨て等禁止重点区域のパトロール結果について ②梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について
日 時	平成29年3月22日 (水) 午前10時から午後12時20分まで
場 所	野田市保健センター 3階 大会議室
出席委員氏名	委員長 菊池喜昭 委員 五百川和家恵 石山正剛 鍛冶利幸 上口清彦 島田ゆかり 関口一郎 関根理恵 添野博 竹澤浩美 山中啓司
欠席委員氏名	副委員長 今井泰彦 浅野幸男 金本秀之
事務局	鈴木市長、今村副市長、柏倉環境部長、牛島環境部次長、坂齊環境保全課長、田中環境保全課長補佐、松井環境保全課公害対策係長、長濱環境保全課環境保全係長、宮澤企画調整課長、田路管財課長、松本営繕課長、山下農政課長、寺田みどりと水のまちづくり課長、知久清掃第一課長、横張清掃第二課長、千葉管理課長、松本道路建設課長、渡邊下水道課長、渡邊都市計画課長、浅野都市整備課長、中村教育総務課長、長妻学校教育課長、桑原指導課長、伊藤生涯学習部次長
傍聴者	無し
議 事	平成28年度第4回野田市環境審議会の会議結果(概要)は、次のとおりである。

議題 1

議案第 1 号 野田市環境基本計画の見直しについて

坂齊環境保全課長

＜野田市環境基本計画の見直しの説明＞

添野委員

市の総合計画に基づいて全体の整合性のとれた案ということで大変立派なものであると感じました。盛り込まれている各種のデータが 23 年度の計画の後の変化を十分に織り込んでおりました素晴らしい案になったと思いますが、疑問に思ったところを質問させていただきます。

「第 1 章 (6) 本計画の対象地域」の説明で、「市域を超えた広域的な取組が必要となる場合には、周辺地域の環境や地球環境も考慮した上で、関係自治体との密接な連携を図りながら施策を講じます。」と書かれていますが、現状どのようにされているのか教えていただきたいと思います。

坂齊環境保全課長

関係自治体との密接な関係ですが、例えばポイ捨て条例があり近隣市の 16 市で年 1 回の連絡会議を行いまして環境美化の話し合いを持っています。そのほかにつきましては、利根運河の関係や自然に関する協議会で進めていると聞いております。

添野委員

「第 2 章 環境の現状 (7) 上水道・下水道」での上下水道の普及率ですが、以前の数値と 16 年度から 20 年度までの数値が変わっておりますが、変わった理由を教えてくださいたいと思います。

田中環境保全課長補佐

上水道の普及率については数字の誤りの可能性がありますので調べて修正したいと思います。

添野委員

「第 2 章 環境の現状 (11) 自然環境」に掲載されている【表 野田市の主要なビオトープタイプと指標種】が、あまりにも文字が小さくて読みにくいので、文字を大

きくしていただけるとありがたいと思います。

第4章の「地球環境」の「問題点・課題」に記載されている「ごみ出しルールを普及啓発することが必要です。」について、23年度の文言では、環境マナーやという言葉が入っています。これ以降の内容を見ますと環境マナーやごみ出しのルールで、23年度の語句を踏襲した方が良いのではないかと思います。

「第6章 基本方向3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」で、3Rをリデュース・リユース・リサイクルという表現で記載されていますが、ほかのページの3Rでは発生・抑制・再使用と表現されています。この文言については統一された方が良いでしょう。

田中環境保全課長補佐

【表 野田市の主要なビオトープタイプと指標種】については、読みやすくかえさせていただきます。

3Rについては、リデュース・リユース・リサイクルに統一させていただきます。

添野委員

エコマーク商品・グリーンマーク商品・リターナブル商品・グリーンコンシューマの知識と外国語の表現がございしますが、意味が分からない方が多いのではないかと思いますので、日本語の説明をしていただくか、何か工夫していただいた方がより分かりやすい表現になると思います。

田中環境保全課長補佐

環境基本計画の末尾に用語集がございしますので、そちらの方に記載させていただきたいと思います。

添野委員

「第6章 環境施策と行動計画 5-4 地質環境保全」で「地盤沈下の状況を把握し、地下水利用の監視を徹底します。」とありますが、「第7章 重点施策3 地質環境保施策の推進」に「一たび沈下した地盤は、元のレベルに復元することはありません。」と記載されています。地下水利用の監視を徹底し、地盤沈下防止に努めますというような意味の強い表現があった方が良いのではないかと提言させていただきます。

坂齊環境保全課長

この計画の流れとしましては、第6章で行動計画を述べまして、最終的には重点施策の中で強めに文言を表現することで、一たび沈下した地盤は戻らないと表現させていただいています。地下水利用を徹底することは、千葉県環境基本条例で何人も井戸を勝手に掘って地下水をくみ上げることはできないという規制があります。そのような条例を県と一緒に事務処理をしています。また、揚水量調査も毎年行って許可以上の揚水を行っている者については指導を行っておりますので、これが地盤沈下を抑制するものにつながっていくことになっていきますので、この表現で行きたいと思えます。

添野委員

「環境情報の共有とネットワークづくり」の「地域と連携し、回覧板の活用などで広報活動を充実します。」と書いてございますが、市報を入れて市報・回覧板とすることはできないのでしょうか。

田中環境保全課長補佐

環境保全の取り組みに関する情報を収集整理し、ホームページなどで公開しますと記載されていますので、市報はホームページなどに含まれているということをお願いしたいと思います。

添野委員

「一般廃棄物処理基本計画の推進」、「新清掃工場の整備」が新しく加えられています。新清掃工場の整備についてはどのような状況になっているのでしょうか。

牛島環境部次長

新清掃工場の建設につきましては、新清掃工場建設候補地選定審議会で候補地の選定を行っていただいて、現在は船形地区で環境アセスメントを実施しているところでございます。今後につきましては29年度に夏の調査がありますので、調査結果を踏まえまして地元の方と協議して施設整備基本計画を策定していく予定でございます。

添野委員

「廃棄物の減量化の推進」で23年度は、現在の使い捨て型のライフスタイルの見直しや市民・事業者に対する意識改革、意識高揚を図るため啓発活動を行いますとなっていましたが、今回はカットされています。これは、現在も大事なことだと思えます。

すので入れておいた方が良いでしょう。

ごみの指定ごみ袋配布の見直しが入っていますが、どのようなことをされようとしているのか、どういったことを目的としているのか教えていただきたいと思います。

牛島環境部次長

野田市一般廃棄物処理基本計画の中で 22 年度比 34 年までに 30%のごみの削減の目標を掲げております。

新清掃工場建設の関連で申しますと、建設に当たりコンパクトな施設を造ることによって地元の負担を軽くすることを考えております。全市民的に取り組まなければならない課題という位置付けを基に 30%軽減の目標を掲げさせていただいた経緯がございます。現状では、約 10%の削減状況で目標の 30%に達していない状況です。その中で目標を達成するために廃棄物減量等推進審議会で減量施策を検討していただき答申を頂いております。その答申の中に指定ごみ袋の無料配布枚数を検討することによってごみの排出機会・排出回数をコントロールして、ごみの減量を達成しようと検討しているところでございます。

添野委員

ライフスタイルの見直しの文言は、どうなりますか。

柏倉環境部長

前回の計画でありました現在の使い捨てライフスタイルの見直しの文言につきましては、非常に抽象的なので、今回の見直しでは今までの経過を見まして、ごみの 30%削減を目指す・焼却残渣を加えた最終処分量を減らす・事業系ごみの排出抑制に向けて事業者への指導強化・各家庭における生ごみのたい肥化・食品ロスなど具体的なことを掲載させていただいておりますので、このような形に変更させていただいておりますのでこれをお願いしたいと思います。

坂齊環境保全課長

第 4 章の「地球環境」の「問題点・課題」の中で環境マナーの文言が抜けているとの指摘ですが、これについては環境保全の方に移動した方が良いでしょうとの意見が審議会の中でありましたので、環境保全の所に変更しました。

上口委員

意見として聞いていただきたいと思います。先ほど審議会の資料を第1回、第2回と頂きましたが、環境基本計画の見直しについての審議の途中で委員の改選があり、新任の委員にとって第1・2回は審議していない中で、今回をもって私たちが答申するのに全責任を私たちが追わなければならない矛盾したことが発生する訳です。議事録は読ませていただきましたが、把握することは非常に難しいです。今後においては、最初から審議に参加できるように変えていただけるようお願いしたいと思います。それと年度末のこの時期に出席するのは厳しい方がいらっしゃると思いますので、そのあたりの計画も今後はお願いしたいと思います。

次に第6章の「具体的な取組」についてですが、市民や市や事業者など認められて書かれているのか、希望的観測で書かれているのかを聞かせていただきたいと思います。

坂齊環境保全課長

平成23年の環境計画策定に当たりまして、事業者300社及び、市民と小中学生からのアンケートを取りました。そのアンケートから、意見をくみ上げて審議会を経て環境基本計画を作成しています。また、パブリック・コメント手続を実施して広く御意見があるかを聞いています。そのような経緯の中で事業者からもこの中の文言については了承を得ていると理解しております。

上口委員

合併浄化槽及び下水道の件ですが、平成28年度合併浄化槽設置整備補助金における予算の基数と実際の補助金を利用した件数を、教えていただきたいと思います。

渡邊下水道課長

28年度は18基を予定しております。実際の申し込みは、8基で補助金は交付させていただいております。

上口委員

私が心配しているのは、18基の予算がありながら8基しか申し込みがなく非常にもったいない。浄化槽を普及させたいのに8基しかないというのは、広報や周知徹底に問題があるのではないかと思います。それから、29年度以降にこの18基が減少されることを懸念しております。その辺についてお伺いします。

渡邊下水道課長

ここ数年のトレンドを見ますと減少傾向でございます。ただ水質の保全という意味では、非常に有効な手立てだと思っておりますので、PRにつきましても尽力していきたいと思っております。平成 29 年度予算につきましても、16 基ということで予算を計上しております。

上口委員

多い所では、40 基以上の予算を取っている所もございまして、できるだけ減らさないようお願いしたいと思います。

「廃棄物の減量化の推進」について、「物を大切にし、まだ使える日用や家具、電化製品などは修理して使うなど、ごみとして出さないようにします。」と書かれていますが、省エネの観点から言いますと非常に逆行していると思っております。むしろ買換えの時に省電力の製品を検討しますなどのほうが、良いと思っております。たとえば買換え時に省電力商品の購入を検討しますなどの文言に訂正していただくことが良いかと思っております。一側面では良いと思っておりますが、全体的に見ていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

柏倉環境部長

この表現につきましても、物を大切にすることが冠になっていまして、電気製品に特化したことではございません。日用品や家具などを含めた中で、基本的な考え方の中でごみを出さないようにしていただきたいので、アンケートの結果を踏まえて載せておりますので、この表現で収めたいと考えております。

山中委員

上口委員がおっしゃったとおりで、前回も答申案のようなものが出て議論するのかと思いましたが、今回だけということになっています。細かく要綱などを読んでおりませんが、年度で終わるのであれば、前任者がそこで議論したものを最後まで行っていただきたいと思っております。私ども途中から来た者は、どのような審議の経過を経てきたのか分からないので、上口委員と同じような疑問を持ちました。その方がおさまりが良いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

市の責務、事業者の責務、市民の責務、NPO 団体等はパブリック・コメントで基本的には了解したものとみなしましたということなのですが、言葉尻を見ますとこの表現で良いのかと言うのが私の意見です。基本方向 1 において自然との共生の確保の

所で、「冬季湛水事業による再生湿地数」の「現在値 8 か所」で「将来値 8 か所」となっていて、向上していないということになっています。積極性が感じられないのですが、8 か所の根拠を教えてくださいたいと思います。

山下農政課長

冬季湛水事業による再生湿地数は 27 年度時点で 8 か所ございますが、28 年度に 1 か所減って 7 か所でございます。将来目標ですので大きい数字を掲げればよいのですが、拡大することは難しい状況です。将来的には 8 か所に戻して維持したいという形で 8 か所を目標値とさせていただきます。

山中委員

第 6 章の「環境施策と行動計画」の言葉遣いについて一つの例ですが、自然観察会や自然体験学習などイベントを実施することという表現が、行政がやりなさいというように受け取られてしまう可能性があると思いますので言い回しを考えた方が良くと思いました。

柏倉環境部長

御指摘を受けました委員の任期と計画の策定にかかる期間のずれについて、御指摘頂いております。この環境審議会につきましては、計画の策定だけではなく、対策の取り組みや、調査報告書の作成なども含めて計画の策定の時期となっておりますが、今後は委員の任期を踏まえましてスケジュール調整をさせていただいて、委員の任期中に完成させるような形で検討していきたいと思います。

今村副市長

補足させていただきます。公募の時期ですが、条例などで任期などが決まっていますが、非常に重要なことですので、この会議に限らず検討させていただきたいと思います。

第 6 章の環境施策と行動計画の市、事業者、市民、NPO 団体の言い方ですが、それぞれが主体的に行動してもらいたいということで、それぞれが行うということで敢えてこの形で書かせていただいております。

関根委員

野田市総合計画や文化的景観について、都市計画マスタープランとの連携などがあ

ったかと思いましたが、環境基本計画に関連する計画をもう少し入れても良いかと思いますが、いかがでしょうか。

「本計画が対象とする環境の範囲」という所で用語の問題になりますが、環境の範囲なのでごみ問題、商業や省エネルギーは、対象ではないので、ここではごみや廃棄物、資源リサイクル物質、たとえば地球温暖化ではなくて、大気圏、オゾン層、フロンなどといった単語が入ってくると思うのですが、省エネルギーや CO2 量などは政策なので、私の考えとしては、その表現を書いた方が良いのかなと思いました。

もう一点が、文化的景観のことについて気付いた点ですが、国の方で利根運河の方を国の登録文化財にしようということで、調査が始まっているということを目にしていますので、関連する利根運河や水利などに着目し、これらのキーワードを環境基本計画に入れていると野田市にも恩恵があって、一括して登録有形文化財などに指定される可能性も出てくるので、そういった単語を入れる方法もあるかと思います。

「第 2 章 環境の現状」の「歴史、文化財」については、「武家屋敷町の一部と寺町も遺されており」と書いてありますが、町人町が非常に良い形で残っているので、きちんと残っている町人町をアピールするためにもこの文言を入れておいた方が良いでしょう。また、「偲ぶことができます」という結びになっていますが、偲ぶというよりも良い状態で残っているとかが当時の状態を保っているなどの表現にした方が、適しているのではないかと思います。

また、「快適な都市環境の確保」といったところには、運河など歴史的な文化財が残っているようなところを、保全価値を知ることだけではなくて、本当に残っていて素晴らしい状態だということがアピールできるような文言になるともっと良くなるかと思います。

文化的景観の形成に関してですが、千葉県教育委員会では、千葉の文化的景観ということで野田市利根川の瀬替えと水辺景観や権現堂川の水利工事の痕跡や水利事業の歴史などを評価して指定をしておりますので、千葉文化的景観でも選ばれている、千葉遺産百選に選ばれているといった、自然に登録されていることが明確に分かるような文言を項目の中に入れて良いのではないかと思います。野田市の城下町の景観というのも同時に、千葉の文化的景観ですでに県の教育委員会によって登録されていますので、その点についても言及するような言葉を入れていただくと良いのかなというのがあります。

伊藤社会教育次長

登録文化財につきましては、街中の建物ということで教育委員会では調査等を進め

ております。利根川については広域的な話だと思います。千葉県、柏市、流山市が関係すると思いますが、今の段階では登録を進める話がない状況ですので、予定の中では街中の登録を進めています。

上口委員

地盤沈下した場合、元のレベルに戻ることはありませんとありますが、正しい表現でしょうか。

菊池委員長

元のレベルには復元しません。地下水のくみ上げを止めていると思いますが、そのような状況でも沈下は長時間続きます。地下水の監視をすることが重要になります。

関根委員のほうから、環境基本計画に関する関連規約をもう少し書き込んだほうがいいのではないかとのご意見がありましたけれども、どうでしょうか。

関根委員

ほかとの兼ね合いや調整などもたくさんあると思いますので、出来る範囲で調整していただければと思います。

菊池委員長

地球環境として提示するのは、少し違うのではないかと発言がありましたけれども、これは適切な言葉に差し替えるということが良いかと思いますが、差し替えなどの変更をした時に、本日の答申が、軽微な変更ならばよろしいかと思いますが、このページの内容については、少し確認していただいて、修正していただいてよろしいでしょうか。

<事務局、了承>

菊池委員長

「第6章 環境施策と行動計画」の基本方向で、具体的な取組みとしていろいろ書いてある文言としては、言い方が厳しいのではないかと、御指摘がありました。これも市の方からどちらかというようお願いベースなことであって、このような書き方は、従来から踏襲している面もあるかと思いますが、確かに気になるところがないとは言えないですが、市の方で見直していただくのは良いと思いますが、項目とか基

本的な表現の仕方は、このままでよろしいでしょうか。

鍛冶委員

この文言のあり方につきましては、委員長のご意見で良いと思います。環境基本法というのは、理念法でございます、その理念として環境保全で環境基本法は国、事業者だけでなく国民も責務を負うという理念になっています。それに基づいて各都道府県市町村の環境に関する基本条例が定められているわけですから、書きようとしては市民の場合は市民が主語にならざるを得ない、それがこの形で表現されているということでもありますから、私自身はこのようにならざるを得ない、また主体的であるべきだという考え方よりも、そもそも我が国の環境保全の理念でございますので、そのようにすべきだと思います。ただ、一部に山中委員のご指摘にありましたとおりに、少し表現がきついかないということもありますので、精査していただければと思いますので、そこは市にお任せして、我々としてはこのような形でよろしいかと思います。

菊池委員長

最後の A3 用紙の資料が 3 枚付いていますが、市の説明のとおりで表に出る資料ではないということで、答申の議論からは外させていただきました。

上口委員

A3 用紙の資料はなぜ、掲載されないのでしょうか。見える化として非常に良い資料だと思います。

坂齊環境保全課長

資料の概要版ということで、表現を注意して掲載させていただきたいと思います。

鍛冶委員

地球環境の問題ですが、地球環境問題関係の中にごみ、廃棄物等について意見があったと思いますが、科学物質の問題、メチル水銀、有機塩素化合物の問題はまさに廃棄物の問題です。ですから基本的にはこのようなものが入っていることは、構わないと思います。ただ、地球温暖化とエネルギー使用量と省エネルギーと新エネルギーというのはかなり重複が感じられます。ほかにオゾン層の問題ですが、途中には記載されていましたが、それが記載されていないなど、その辺りの細かいことについては、若干、違和感がありますので、この辺りは踏襲しつつ、市の方で文言を考えていただ

ければ結構だと思います。

柏倉環境部長

御意見をいただきました用字用語、軽微な修正につきましては市の責任で修正させていただきますので、御理解いただければと思います。

鈴木市長

答申の流れとしましては、修正をさせていただいて、それを委員長に見ていただき確認したうえで、御決定していただいた方がよろしいかと思えます。

今村副市長

会議は改めて開きませんが、委員長が御承認していただきましたら委員長から市長が直接、答申を頂く形にさせていただきたいと思えます。

菊池委員長

皆さんよろしいでしょうか。私の一任でよろしいでしょうか。

<委員一同賛成>

菊池委員長

今日は、答申の予定でしたが、日を改めて行いたいと思えます。

議題 2

議案第 2 号 ポイ捨て等禁止重点区域について

坂齊環境保全課長

(ポイ捨て等禁止重点区域のパトロール結果について説明)

菊池委員長

調査を初めてからの喫煙状況について、成果は上がっているのでしょうか。

柏倉環境部長

数字だけを見ますと、効果がないと見られますがパトロール中の喫煙者は減っています。他市でもポイ捨て条例によってパトロールをしましてパトロール中は確実に減っています。ただ、そこを一日中パトロールすることは難しいので、パトロールの結果は出ていますが、トータルで数字を見ますとなかなか結果が出てこない状況です。

添野委員

この結果はどのような形で発表されるのでしょうか。

坂齊環境保全課長

この結果については、市報で掲載させていただいております。また、重点区域の周知をさせていただいております。調査についてはもう少し続けまして、効果があれば区域の拡大などを検討していきたいと思っております。

菊池委員長

市の提案としては、今後も調査を継続し、啓蒙活動をしていくということです。また、何らかの形で調査結果の発表を検討していただけたらと思っております。

続いて、環境調査報告書の報告が事務局からあります。

田中環境保全課長補佐

<環境調査報告書の説明>

菊池委員長

何か質問はありますでしょうか。

<一同、質問は特に無し>

菊池委員長

それでは、長時間の審議会となりましたが、閉会とさせていただきます。